

## ブラジルの市民軍学校における生徒指導と道徳教育

京都先端科学大学 田村 徳子

はじめに

南米ブラジル連邦共和国（以下、ブラジル）では、1990年代に教育の分権化（市営化）や学校の自律化、多様なセクターの連携や学校の民主的運営、地域社会の参加の推進といった一連の教育改革が進められ、また現金給付政策ボルサ・ファミリア・プログラムとも相まって、2000年代はじめには初等教育がほぼ普遍化している（初等教育純就学率（1995-2001年）、男女ともに95%<sup>1</sup>）。しかし、こうした就学率の向上が図られる一方で、教育の質は依然として大きな課題を抱えている。そのなかでも児童生徒の情緒的な側面での問題は深刻な課題の1つとなっている。経済協力開発機構（OECD）が2013年に実施した調査では、学校内における教員に対する心理的なものも含めた暴力について、34か国中、ブラジルは1番高い12.5%であることが明らかとなった<sup>2</sup>。暴力行為は校内にとどまるだけでなく、学校周辺でも銃撃戦が起こるなど、地域の治安問題とも関連している。こうした状況の根本的な問題として指摘されているのは、校内暴力を抑制する、あるいは教員の労働環境を整えるための法や組織体制が整備されていないことである<sup>3</sup>。これに対し、公教育の質改善に向けた手段の1つとして、近年台頭してきたのが軍と連携した「市民軍学校（Colégios Cívico-Militares）」と呼ばれる新しいタイプの公立学校である。市民軍学校は、初等中等教育を担う公立学校として一般の子どもに門戸を広げつつ、軍のノウハウを取り入れた運営をおこなうことで、公教育の質を改善することをめざしており、学力向上とともに子どもの非行や、学校や地域の治安問題の解決に向けて期待が寄せられている。本稿ではこの市民軍学校における教育内容について、「人間性」や「市民性」の概念に着目して報告する。

### 1. ブラジルにおける市民軍学校プログラムの展開経緯

市民軍学校プログラムはボルソナーロ前ブラジル大統領（任期：2019—2022年）の主導によってはじめられた。2019年1月2日付政令第9665号により、当時の市民軍学校推進事務局、現在の市民軍学校政策局（DECIM）が創設され、質の高い学校運営モデルの提案と開発がめざされた。その後、2019年9月5日付政令第10004号により市民軍学校プログラムが提示され、市民軍学校を全国に普及していくことが推進された。そして、2023年までに全国で216の市民軍学校を設立することを目標に、2022年末時点でその目標である216校の市民軍学校が全国に設立されている<sup>4</sup>。加えて、市民軍学校でない一般の公立学校の運営にも市民軍学校モデルを取り入れる動きも広まっている。

一方、2023年に就任したルーラ現大統領（任期：2023—2026年）のもとでは、同年内での連邦レベルによる市民軍学校プログラムの廃止が決定された。しかしながら、こうした連邦レベルの動きとは別に、州レベルでは独自の予算で市民軍学校を継続する動きがみられる。たとえば、パラナ州では、127の州立学校でおこなわれた教職員、保護者、児童生徒による公開協議を経て、83の州立学校を2024年以

降、市民軍学校モデルに変更することが決定された<sup>5</sup>。2023年12月時点ですでに194校の州立学校と12校の連邦立学校が市民軍学校モデルを取り入れており、つまり2024年には合わせて289校が市民軍学校モデルで運営されることとなる。

このように政権交代のあおりを受けつつも市民軍学校の存続が支持される理由には、市民軍学校が児童生徒の学力を測る基礎教育開発指数（IDEB）において好成績をおさめるなど<sup>6</sup>、質の高い教育を求め社会的なニーズに応える学校像としてブラジル社会に認識されていることがあると推察される。

## 2. ブラジルにおける市民軍学校プログラムの概要

2019年9月5日付政令第10004号は、市民軍学校プログラムについて規定するものであり、第1章「一般規定」、第2章「原則と目的」、第3章「ガイドライン」、第4章「権限」、第5章「モデル」、第6章「対象者」、第7章「実施」、第8章「評価と認証」、第9章「最終規定」の9章から構成されている。表1はその第2章に掲げられている市民軍学校プログラムの原則と目的を抜粋したものである。

これらの原則と目的をみてもわかるように、市民軍学校プログラムは学校環境や学校経営の改善をおこなうことをとおして教育の質向上がめざされている。とりわけ、原則2で「社会的に脆弱な状況にある公立学校」に言及されているように、低成績や犯罪の問題を抱える学校への挺入れがこのプログラムの大きな役割であると捉えられる。さらに、注目されるのが原則6および目的7で言及されている人間

表1 市民軍学校プログラムにおける原則と目的

<p>原則（第3条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 州立、市町村立、連邦直轄区立の普通公立学校の生徒に対する質の高い基礎教育の推進</li> <li>2. 社会的に脆弱な状況にある公立学校の優先</li> <li>3. 教育・学習プロセスの改善を促進する適切な学校環境の整備</li> <li>4. 連合団体間の連携と協力</li> <li>5. 教育、教育学、運営の各過程における卓越性の管理</li> <li>6. 人間的・市民的価値の向上</li> <li>7. 軍学校に基づく学校管理モデルの採用</li> <li>8. 公教育の質を向上させるための優れた実践の誘導</li> <li>9. 教育を受ける機会均等を実現する経営モデルの採用</li> </ol> <p>目的（第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プログラム参加校を奨励し、強化する</li> <li>2. 国家教育計画<sup>注</sup>の達成に貢献する</li> <li>3. アクセス、永続性、学習、公平性に重点を置き、基礎教育の質の向上を促進する国家政策の実施に貢献する</li> <li>4. 生徒に学校環境への帰属意識を与える</li> <li>5. 教育関係者の労働環境の改善に貢献する</li> <li>6. 学校コミュニティの統合を奨励する</li> <li>7. 市民の人間性・市民性の涵養に貢献する</li> <li>8. 通常の公立学校における暴力率の低減に貢献する</li> <li>9. 公立学校のインフラ整備に貢献する</li> <li>10. 不登校率、留年率、中途退学率の減少に寄与する</li> </ol>
--

出所：2019年9月5日付政令第10004号より抜粋、筆者翻訳。

注：2014年6月25日付法律13005号によって発行。

性(的)や市民性(的)という概念である。こうした人間性(的)や市民性(的)を育むという教育内容を持ち合わせている点はこのプログラムの特色といえるだろう。

市民軍学校プログラムの運営体制をみると、まず連邦政府レベルとしては、教育省と国防省が関わっている。教育省は、国防省、州および連邦直轄区、市町村(以下、市)に対し、プログラム実施を補助するための技術的・財政的支援を提供することが役割となっている(第21条)。これに対し、国防省は、州および連邦直轄区、市に対し、市民軍学校プログラム関連の財政支援を配分する権限を有している(第22条)。こうした基盤のもと、軍が非活動状態の軍人を選考し、市民軍学校に配属させることとなっている(第8条)。つぎに地方政府レベルとしては、州や連邦直轄区、市の教育局を含む連合団体が、市民軍学校プログラムに参加するかどうかの判断を含めて(第20条)、市民軍学校プログラムの実施条件を整備することや、保安局との連携を調整すること、教職員を配置することなどの運営を担っている。そして、学校レベルにおいては、教職員や保護者、児童生徒を含む学校コミュニティによる公開協議による承認を前提とし、市民軍学校モデルの実践が求められている(第23条)。なお、学校は、国防省との従属関係はなく、あくまでも州や連邦直轄区、市の教育局に従属するものとされている(第23条)。

### 3. ブラジルの市民軍学校で実施される生徒指導と道德教育

市民軍学校プロジェクトでは、公教育の質向上に取り組むなかで、人間性や市民性の涵養をおこなうことがその目的に含まれていることが確認された。では、どのように軍を活かし人間性や市民性を育てるのであるだろうか。その手がかりとして2021年ブラジル教育省発行の『市民軍学校のガイドライン』(第2版)がある<sup>7</sup>。同ガイドラインは、市民軍学校の教育のあり方を提案したものであり、「市民軍学校の行動指針」「市民軍学校における市民性」「市民軍学校プログラムモデル」「市民軍学校モデルの導入—戦略的プランニング—」「モニタリング」「認証」から構成されている。本節では、市民軍学校でおこなわれる人間性や市民性の涵養について、『市民軍学校のガイドライン』(第2版)で言及される市民性(的)や人間性(的)の言葉を手がかりに、その内容と教育の取り組み方を確認する。

#### (1) 市民軍学校における市民性(Civismo)

同ガイドラインのなかで、市民性は「社会の特定の価値を守り、尊重し、献身する市民の態度や行動を表す<sup>8</sup>」ものと定義されている。そしてその領域として3つが定義されている。1つめは、倫理的領域で、市民的行動を個人が他者との関係において自由選択の原則によって導かれた行動であるとしている。2つめは、規範的領域で、市民的行動を規範に定義された一連の共存ルールを尊重することであるとしている。3つめは、アイデンティティの領域で、社会には記憶、価値観、遺産があり、それらは保存されなければならない、市民性とは自身のまちとその文化を守る姿勢であるとしている。これらからは、「他者との関係」「共存ルール」「尊重」「まち・文化を守る」といったことがその要素とされていることが捉えられる。また、市民性の概念として、ナショナル・アイデンティティにも言及されている。ナショナル・アイデンティティは「国家を高揚させるための道具、あるいは象徴的な力の資源<sup>9</sup>」として定義され、市民軍学校を「ナショナル・アイデンティティの発展を可能とする社会的構成<sup>10</sup>」であるとしている。

(2) 市民軍学校におけるモニターとしての軍人の役割

では、市民性やナショナル・アイデンティティはどのように育成されることとなっているのであろうか。ここでは、その取り組みの1つとしてスクールモニター（以下、モニター）の役割に注目する。モニターとは、管理職や教員とは別の役職であり、「多くの生徒が家庭環境では得られなかった家庭教師の役割を果たし、生徒を歓迎し、対話し、模範を示し、参考となるような生徒の人間的成長に必要な側面を提供する<sup>11)</sup>」ものとされている。また、その目的としては、「特に倫理的、情緒的、社会的、象徴的教育に貢献することであり、会話、雑談、体験報告、校則遵守の要求、さまざまなテーマに関する生徒の質問への回答、職業生活への動機づけ、誠実さ、責任感、尊敬などの価値観の育成などをおこなうこと<sup>12)</sup>」とされている。市民軍学校に配属された軍人は教員として授業におこなうことができない代わりに、このモニターとして、生徒への教育管理の役割を担っている。このモニターの位置づけについて、「教員

表2 市民軍学校におけるスクールモニターの職務

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生徒間の友情と連帯感を高める</li> <li>2. 教育分野、特に態度や価値観の育成において、当校の他の分野と連携する</li> <li>3. 生徒の保護者の要請があればいつでも対応し、敬意と礼節をもって接する</li> <li>4. 生徒の出席状況を監視する</li> <li>5. 生徒の倫理的、情緒的、社会的、象徴的な発達に貢献するため、様々なテーマについて会話を促進し、経験を共有し、質問に答える</li> <li>6. 対話と交渉を通じて、学校環境における人間関係の対立を解決するよう努める</li> <li>7. 学校管理システムに生徒の事件を記録する</li> <li>8. 学校の価値観プロジェクトと市民的瞬間プロジェクトの立案と実施に参加する</li> <li>9. 要請があれば、学校管理部門に貢献し、問題行動や態度を調査する</li> <li>10. 生徒が学校活動に専念できるよう指導、監視し、意欲を高める</li> <li>11. 生徒の市民意識を高め、国のシンボルを敬い、奉仕活動に参加することの重要性を理解させる</li> <li>12. 試合、遠足、文化訪問などの外部行事に同行し、生徒の安全と適切な行動を確保する</li> <li>13. 各クラスで起こった主な出来事を教育管理責任者に報告する</li> <li>14. 教育管理を改善するために、自分のクラスで経験したことを他のモニターと共有する</li> <li>15. 制服を着用し、身だしなみを整える</li> <li>16. 生徒の登下校を監視する</li> <li>17. 学校が提供する研修プログラムに参加し、専門的能力の向上に努める</li> <li>18. クラス内で毎日の朝会を実施し、全校集会の準備と実施を援助する</li> <li>19. 制服の正しい使い方をガイドラインに従って生徒に指導する</li> <li>20. 国歌、州歌、市町村歌、国旗讃歌を生徒に歌わせる。校長の許可があれば、その他の歌を学校で教え、歌わせることもできる</li> <li>21. クラスリーダーの活動を指導し、監視する</li> <li>22. 他の生徒をけなさないように注意しながら、生徒の積極的な行動を褒める</li> <li>23. クラスリーダーから報告を受けた後、生徒の出席状況を確認する</li> <li>24. 教室やその他の学校行事への移動に同行する</li> <li>25. ガイドライン、情報、通知を全生徒に周知徹底する</li> <li>26. 生徒の食事を調整し、監視する</li> <li>27. 生徒と個人的に話す必要がある場合は、他のモニターを伴って話す</li> <li>28. 役割にふさわしい礼儀正しい態度で、生徒と仲間意識の関係を維持する</li> </ol> |
|---|

出所： Ministério da Educação e Pátria Amada Brasil. *Programa Nacional das Escolas Cívico-Militares: Diretrizes das Escolas Cívico-Militares* (2ª Edição). 2021, pp.18-19 より筆者作成。

の業務を補完するものであり、競合するものではない」としたうえで、「児童生徒の統合的な成長において、学校の教育実践を改善するための共同的な行動を常に模索し、永続的なものでなければならない<sup>13)</sup>」としている。モニターの具体的な職務には、表2に示すような内容が規定されている。

表2からは、モニターの役割として、出席状況や登下校の監視(4、16)、生徒がおこした事件の記録(7)、問題行動の調査(9)、制服指導(19)、食事の監視(26)など、いわゆる日本における生徒指導が求められていることが読み取れる。また、国のシンボルに対する尊敬(11)や、国歌、州歌、市町村歌、国旗讃歌の斉唱(20)といったことから、愛国心や郷土愛を育むこともその役割であるといえる。さらに、友情や連帯感の強化(1)や人間関係の対立の解決(6)に寄与するといった、いわゆる道徳教育をおこなうこともその役割に含まれていることがわかる。一方、モニター自身に対しても、敬意や礼節(3)、敬意(22)、礼儀正しさ(28)をもった振る舞いや制服着用(15)が求められており、児童生徒の模範を示す存在として位置づけられていることがあらわれている。

#### 4. 考察

以上の検討から市民軍学校の教育的特徴を考察すると以下の3点が挙げられる。

1 つめは、軍人を活用とした生徒指導である。市民軍学校には非活動ではあるものの軍人が職員として配置されている。こうした学校運営においては、学校での生徒間の対立や事件の解決、生徒の制服の指導が求められており、ブラジルの公立学校、特に社会的に脆弱な状況にある公立学校には多くみられるであろう犯罪や非行、規律の乱れといった問題を克服しようとする意図が読み取れる。そこには、教員やその他教育専門家だけでは解決できない問題を、軍ならではの文化や手法を取り入れることで効果的に解決できるという期待が込められているものと捉えられる。

2 つめは、道徳教育である。友情や連帯感を育もうとすることや、対話と交渉を通じて人間関係の対立を解決しようとする教育は、市民性の要素である他者との関係において自身が取べき適切な行動につながるものであり、道徳性を育もうとする教育につながっている。これらもまた、犯罪や非行、規律の乱れといった問題の解消をめざす取り組みとして捉えられよう。

3 つめは、2 つめと関連することではあるが、愛国心や郷土愛の涵養がめざされている点である。国歌や国旗讃歌の斉唱を教育のなかに組み入れている点はその象徴であるといえる。それは「国家を高揚させるための道具、あるいは象徴的な力の資源」とされるナショナル・アイデンティティの涵養の反映として見て取れる。

以上のことから、生徒指導をとおして児童生徒を徹底的に管理することで、愛国心や道徳心を育み、教育の質向上をめざす1つの「良い学校」モデルとしての市民軍学校の姿が浮かびあがってくる。

おわりに

本稿では、2019年にブラジルで開始された市民軍学校でめざされる生徒指導および道徳教育について、2019年9月5日付政令第10004号と、2021年発行の『市民軍学校のガイドライン』(第2版)を手がかりに、その特徴を検討してきた。軍の教育ノウハウを活かした市民軍学校でめざされる人間性や市民性の涵養は、軍の厳密な規律管理を活かした徹底した児童生徒の管理という方法とともにブラジル社会、とくに社会的に脆弱な地域が抱える青少年の犯罪や非行を抑制するものとして望ましい教育の姿

として存在していることが読み取れた。

こうした軍を取り入れた公教育の展開は、児童生徒の主体性や自発性を尊重しようとする世界的な潮流からは一見逆行するように捉えられる。しかし一方で、本稿では扱えなかったが、法令およびガイドラインのなかには、批判的思考力や多様性の尊重といったグローバルな価値観を育むことも言及されている。ブラジルならではの価値観とグローバルな価値観をどのように両立し、教育に反映させているのか。ブラジルらしい「人間性」や「市民性」「愛国心」の実態を含めて、その点を詳細に分析することを今後の課題としたい。

注

---

1 日本ユネスコ協会「2003 年世界子供白書統計」 [https://www.unicef.or.jp/library/toukei\\_2003/m\\_data4.html](https://www.unicef.or.jp/library/toukei_2003/m_data4.html)、2023 年 12 月 7 日取得。

2 ニッケイ新聞「《ブラジル》校内暴力の発生率、34 カ国中 1 位＝「組織的対処法整備に不備」＝他生徒の学習環境にも悪影響」（2019 年 4 月 27 日付） <https://www.nikkeishimbun.jp/2019/190427-22brasil.html?print=print>、2023 年 12 月 7 日取得。

3 同上。

4 Uol. “Governo Lula encerra programa de escolas cívico-militares de Bolsonaro.” (12/07/2023) <https://educacao.uol.com.br/noticias/2023/07/12/governo-lula-encerra-programa-de-escolas-civico-militares-de-bolsonaro.htm>、2023 年 12 月 7 日取得。

5 G1 globo. “Saiba quais colégios estaduais vão virar cívico-militares a partir de 2024 no Paraná.” (01/12/2023) <https://g1.globo.com/pr/parana/educacao/noticia/2023/12/01/saiba-quais-colegios-estaduais-vao-virar-civico-militares-a-partir-de-2024-no-parana.ghtml>、2023 年 12 月 7 日取得。

6 Correio do Povo. “MEC finaliza proposta de ampliação de escolas cívico-militares no país” (03/02/2024) <https://www.correiodopovo.com.br/not%3%ADcias/ensino/mec-finaliza-proposta-de-amplia%C3%A7%C3%A3o-de-escolas-c%C3%ADvico-militares-no-pa%C3%ADs-1.319073>、2023 年 11 月 30 日取得。

7 Ministério da Educação e Pátria Amada Brasil. *Programa Nacional das Escolas Cívico-Militares: Diretrizes das Escolas Cívico-Militares (2ª Edição)*. 2021. [https://www.gov.br/mec/pt-br/media/aceso\\_informacao/pdf/10DIRETRIZESPECIMVERSO\\_observaes\\_14072021convertido2.pdf](https://www.gov.br/mec/pt-br/media/aceso_informacao/pdf/10DIRETRIZESPECIMVERSO_observaes_14072021convertido2.pdf)、2023 年 11 月 30 日取得。

8 同上書、37 頁。

9 同上書、38 頁。

10 同上。

11 同上書、83 頁。

12 同上書、84 頁。

13 同上。

## Student Guidance and Moral Education in Civic-military Schools in Brazil

Noriko TAMURA

In Brazil, a new type of public school called "Civic-military Schools" (Colégios Cívico-Militares), in collaboration with the military, has been promoted in recent years as a means to improve the quality of public education. This paper aims to clarify the educational characteristics of civic-military schools, focusing on the concepts of "humanity" and "citizenship," using Decree No. 10004 of September 5, 2019, and the Guidelines for Civic-military Schools (2<sup>nd</sup> edition), published in 2021.

Through the analysis, the following three characteristics were clarified. The first is the use of military personnel to guide students. As school monitors, military personnel are called upon to resolve conflicts and incidents between students at school and to provide guidance for their school uniforms. These would be an attempt to overcome the problems of crime, delinquency, and indiscipline that are likely to be common in public schools, especially in socially vulnerable situations. The second is moral education. Education that seeks to foster friendship and solidarity, and to resolve conflicts in relationships through dialogue and negotiation, are elements of citizenship that lead to appropriate actions to be taken in relation to others, and are connected to education that seeks to foster moral character. The third is the cultivation of nationalism and local patriotism. The inclusion of the national anthem and the national flag anthem in school education is a symbolic effort to this end.

The above reveals the civic-military schools as one "good school" model that aims to improve the quality of education by fostering nationalism and moral values through student guidance.